

3. 国際司法裁判所

3. 1 組織

裁判官の選任（手続、地理的配分）

配分問題

国籍裁判官制度

正当化理由：

批判？：

小法廷・専門法廷

- ・特定部類裁判部（規程 26 条 1 項）
- ・特別裁判部（規程 26 条 2 項）
- ・簡易裁判部（規程 29 条）

実例：

問題点：

評価：

3. 2 管轄権

3. 2. 1 同意原則

同意原則の根拠

○第三国との関係

貨幣用金事件（1954）（判例国際法 538）

東ティモール事件（1995）（判例国際法 538）

ナウル燐鉱地事件（1992）（判例国際法 538）

○裁判管轄権の範囲（non ultra petita）

3. 2. 2 管轄権の存在形式

3. 2. 2. 1 合意管轄

コンプロミ（付託協定）

事件毎の合意

応訴管轄

事後的合意（判例上確認）

例：コルフ海峡事件（先決的抗弁）（1948）（判例国際法 150）

問題点？

3. 2. 2. 2 裁判条約と裁判条項

裁判条約：

裁判条項：

例：テヘラン事件

・条約との関連性の問題

ニカラグア事件（管轄権）：「合理的結びつき」の要件

死刑の差止をめぐる紛争

ラグラン事件（2001年本案判決、判例国際法 562）、アヴェナ等メキシコ国民事件（2004年判決、判例国際法 449）、ブリアード事件（1998年仮保全措置命令、後取り下げ）

武力行使をめぐる紛争

武力行使の合法性事件 コンゴ領域内における武力行使事件

3. 2. 2. 3 選択条項受諾宣言

法構造

一方的宣言か合意か？

誰との合意か？

留保

○留保類型

- ・ 事項的留保
- ・ 人的留保
- ・ 時間的留保

- ・ 自己判断留保
- ・ 随時修正留保

○留保の有効性

● 自己判断留保の有効性

無効の根拠：

I C J の態度： ノルウェー公債事件（1957）判例国際法 544
インターハンデル事件（1959）判例国際法 475

→容認？

無効の範囲：留保のみ無効？宣言全体が無効？

国際紛争処理法（新井京）

但し…

- 随時修正留保の有効性

○相互主義

アングロイラニアン石油会社事件（1952）判例国際法 256

ノルウェー公債事件

相互主義

ノルウェー公債事件

3. 2. 3 管轄権の基礎の喪失

・ノッテボームルール

・取り下げ（和解）

3. 3 当事者適格

3. 3. 1 形式的要件

→国連加盟国＝規程当事国＝当事者となりうる国

→非加盟国：

Cf. ジェノサイド条約適用事件（先決的抗弁判決 1996、本案 2007）判例国際法 559

3. 3. 2 実体的要件

南西アフリカ事件（管轄権判決 1962、第二段階判決 1966）判例国際法 547

「民衆訴訟」の可能性

ウインブルドン号事件（PCJI、1923）判例国際法 70

バルセロナ・トラクション事件（1970）判例国際法 469 [傍論部分]

3. 4 手続

3. 4. 1 訴訟手続

欠席裁判

3. 4. 2 付随的手続

3. 4. 2. 1 先決的抗弁

- ・なぜ「先決」か？
- ・管轄権決定権（規程 36 条 6 項）

3. 4. 2. 2 仮保全措置

条件

①管轄権との関係

- ・可能性論
- ・蓋然性論

②訴訟主題との連結性

連結性否定の例：仲裁裁判事件（仮保全 1990）

- ・訴訟主題と管轄権の範囲
- ・保全される「権利」の実在性？

- ・事態の悪化のみを理由として措置を命令できるか？

エーゲ海大陸棚事件（仮保全 1976、本案 1978） 国際法判例百選 202

ブルキナファソ・マリ国境紛争事件（1986）判例国際法 141

③緊急性

緊急とは？

法的拘束力

（過去の）通説：否定的（文言解釈から）

規程 41 条 1 項「とられるべき暫定措置を指示する」

2 項「指示される措置（は当事者及び安保理に通告される）」

英語

1. The Court shall have the power to *indicate*...any provisional measures which *ought to be taken*....
2. ...the measures *suggested*...

仏語

1. La Cour a le pouvoir d'*indiquer* ...quelles mesures conservatoires du droit de chacun *doivent être prises* à titre provisoire.

2.l'*indication* de ces mesures....

ラグラン事件（2001）判例国際法 562

ICJ 規程 41 条の趣旨目的に沿った解釈→拘束力

3. 4. 2. 3 訴訟参加

- ・権利としての参加
- ・裁判所の許可による参加

3. 5 判決の効力と執行

判決の「既判力」

3. 5. 1 判例拘束性

59条と38条の関係

3. 5. 2 解釈手続・再審手続

解釈手続

条件：

再審手続

条件：

チュニジア・リビア大陸棚事件判決の再審・解釈請求事件（1985）判例国際法 177

3. 5. 3 執行

- ・判決の拘束力→履行義務（国連憲章 94 条）
- ・安保理の利用

3. 6 勧告的意見

3. 6. 1 申請資格

3. 6. 2 対象事項

憲章 96 条

武力紛争における国家による核兵器使用の合法性（1996） 国際法外交雑誌 99 巻 2 号
33 頁

意見の性質

○ P C I J 時代の「意見裁判」制度

○ I C J における特色

3. 6. 3 意見付与の許容性

勧告的意見の「裁量的性格」 vs. 国連の一機関としての義務

→ 「決定的理由」

拒否事由（何が決定的理由か）？

① 政治的紛争？

② 関係国の合意？

東部カレリア事件（PCIJ、1923）判例国際法 533

→ 「東部カレリア」原則

平和条約事件（1950）判例国際法 533

③ 紛争の抽象性／一般性

核兵器による威嚇または核兵器の使用の合法性に関する勧告的意見（1996）判例国際法 619

3. 6. 4 効力

意見の効力：法的拘束力は持たない。しかし「高い法的権威が認められる」。

「強制的」勧告的意見

例：国連特権免除条約 30 項